



有効期限通知書に同封のカード交付申請書(イメージ)



外国人の有効期限の延長についてはこちら
カードの更新についてはこちら

更新対象者が増加傾向のため、更新後のマイナンバーカードの交付に時間がかかります。対象者には有効期限が切れる約3カ月前に有効期限通知書を封書で送付。通知書が届いたら同封のチラシを確認し、早めに手続きをしてください。申請はオンライン申請のほか、郵送や窓口(市役所市民課、大胡・宮城・粕川・富士見支所など)でもできます。申請後、受け取りまでに2カ月程度かかります。新しいマイナンバーカードの準備ができ次第、市役所から受取通知を送付。受取場所を確認し、本人が来庁してください。なお、

カード交付時に更新前のマイナンバーカードがない場合は手数料1,000円がかかります。また、外国人で在留期間の定めがある人の有効期限は在留期間まで。有効期限通知書が届きません。在留カードの更新後に有効期限延長の手続きをしてください。
④ マイナンバーカード発行から10回目(カード申請時に未成年の人は5回目)の誕生日を迎える人は5回目の誕生日を迎える人
● **カードの有効期限が切れた場合**
本人確認書類としての利用や各種証明書のコンビニ交付サービス、マイナポータルへのログイン、健康保険証の利用、PayPayなどの電子申請も利用できません。

市役所でマイナンバーカードの休日窓口と平日延長窓口を開設します。
④(休日窓口) 3月9日(日) 8時30分~12時・3月30日(日) 8時30分~17時15分(平日延長窓口) 3月11日(火)・25日(火)、19時まで(混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります)
⑤(受け取り) 案内ハガキ、通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類(ない人は健康保険証や年金手帳など2点)
⑥(電子証明書や暗証番号) 電子証明書や暗証番号
⑦(電子証明書や暗証番号) 電子証明書や暗証番号
⑧(電子証明書や暗証番号) 電子証明書や暗証番号

休日窓口と平日延長窓口では、上記のマイナンバーカードの更新や新規作成、紛失などによる再交付の申請はできません。ご注意ください。



通知が届いたら マイナンバーの更新はお早めに

市民課 ☎027・898・6101

オンライン手続きなど利用して 市民課窓口の混雑緩和に協力を

市民課 ☎027-898-6106

3月・4月の住所異動窓口は大変混雑します。右表のとおり、市民課窓口以外でも手続きができます。本市ホームページの混雑状況を確認し、日にちや時間帯、場所の分散化に協力をお願いします。



● **転出届はオンラインで**
転出届はマイナポータルからオンラインで届け出できます。詳しくは二次元コードのホームページをご覧ください。



市民課窓口以外で住所異動と戸籍届出ができる窓口			
場所	日時	住所異動	戸籍届出
大胡・宮城・粕川・富士見支所		○	○
城南支所	平日 8時30分 ~17時15分	○	○ (出生・死亡・婚姻・ 転籍届出のみ)
上川淵・南橋・桂萱・ 元総社・東市民サービスセンター		○	×
元気21証明 サービスコーナー	平日 10時 ~17時15分 土曜 10時~18時	○(条件あり) 電話予約制 ☎027-210-2279	×

詳しくはこちら

事前予約が利用できます

スマホやパソコンで市民課窓口の来庁日時を予約できます。住所変更や戸籍の手続きで予約をすると優先的に案内を受けられます。



市民課 高野 柊人

● 臨時窓口を開設

3月30日(日)・4月6日(日)に臨時窓口を開設。転入・転出などの住所異動手続きや、国民健康保険の手続きができます。

④ 8時30分~17時15分

取り扱い業務など=右表のとおり

市役所臨時窓口の取り扱い業務	
臨時窓口	取り扱い業務
市民課 ☎027-898-6106	住所異動・戸籍受付(※)・印鑑登録申請・国民年金資格届の受け付け、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本などの交付、マイナンバーカードの交付(本庁舎での受取分に限り)・電子証明書の更新など
国民健康保険課 ☎027-898-6250	国民健康保険資格確認書の交付手続き、国民健康保険資格・高額療養費支給申請・減額認定証交付申請などの受け付け、後期高齢者医療の届出・保険料納付の手続き、こども医療費などの福祉医療費の支給申請の受け付けなど

※他市町村に確認が必要な届書は、預かりのみとなる場合があります。

マイナンバーの受け取りは 休日や延長窓口で

市民課 ☎027・898・6101

屋根の無料点検サービス

質問Ⅱ昨日、自宅に来た業者から「お宅の屋根瓦がずれているので無料で点検する」と言われ頼みました。点検後、屋根の画像を見せられ「このままだと雨漏りする」と修理を勧められました。150万円の契約をしましたが、1年前に修理をしたばかりで必要な修理とは思えません。

回答Ⅱこれは無料点検をきっかけに不安をおおって契約を迫る点検商法です。「今なら安くする」と契約を急かされる場合もあります。必要がないと思われる修理を次々と勧められたという相談もあります。安易に点検をさせないようにしましょう。

この場合はクーリング・オフができます。突然来た業者の話をするのみにせず、必要かどうかよく考えましょう。

消費生活センター
☎027・898・1755

小川あきらの 市長コラム

市長に就任して1年が経ちました。「連日忙しそうだね」「少しは慣れた?」と皆さんから声を掛けていただき、ありがとうございます。慣れるどころか、社会・経済状況が目まぐるしく変化する毎日、緊張感や責任の重さは増すばかりですが、市民の皆さんとの対話を重ねながら、みんなで前橋の課題や解決策を考えたり、一緒にまちづくりに取り組んだり、市民参加の機会が増えてきていることをとても心強く感じています。
また、皆さんからいただいた意見やアイデアは、本市の政策や計画に取り入れていきたいと思えます。引き続き、こどもたちの笑顔があふれ、すべての世代がつながって支え合えるまちづくりにみんなで取り組んでいきましょう!